## 【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出日】 2023年2月7日

【会社名】 中央日本土地建物グループ株式会社

【英訳名】 Chuo-Nittochi Group Co., Ltd.

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関ー丁目4番1号

【電話番号】 03(3501)7277

【事務連絡者氏名】 経理部長 内田盛康

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

【電話番号】 03(3501)7277

【事務連絡者氏名】 経理部長 内田盛康

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 2021年7月19日

【発行登録書の効力発生日】 2021年7月28日

【発行登録書の有効期限】 2023年7月27日

【発行登録番号】 3 - 関東1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 60,000百万円

【発行可能額】 37,000百万円

(37,000百万円)

(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき

算出しております。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間

は、2023年2月7日(提出日)であります。

【提出理由】 2021年7月19日に提出した発行登録書の「第一部 証券情

報」のうち「第1 募集要項」の記載を訂正するため及び 「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、

本訂正発行登録書を提出します。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 【訂正内容】

## 第一部 【証券情報】

# 第1【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

< 中央日本土地建物グループ株式会社第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)に関する情報 >

銘柄	中央日本土地建物グループ株式会社第6回無担保社債(社債間限定同順位特 約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)	
記名・無記名の別		
券面総額又は振替社債の総額(円)	金(未定)円((注)12.)	
各社債の金額(円)	1 億円	
発行価額の総額(円)	金(未定)円((注)12.)	
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円	
利率(%)	年(未定)%((注)12.)	
利払日	毎年(未定)月(未定)日及び(未定)月(未定)日((注)12.)	
利息支払の方法	1 . 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年(未定)月(未定)日((注)12 . )を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年(未定)月及び(未定)月の各(未定)日((注)12 . )にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2 . 利息の支払場所別記((注)11 . 「元利金の支払」)記載のとおり。	
償還期限	2028年(未定)月(未定)日((注)12.)	
償還の方法	1. 償還金額	

募集の方法	一般募集	
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。	
	申込証拠金には利息をつけない。	
申込期間	2023年(未定)月(未定)日((注)12.)	
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店	
払込期日	2023年(未定)月(未定)日((注)12.)	
振替機関	株式会社証券保管振替機構	
	東京都中央区日本橋兜町7番1号	
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。	
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、当社が2020年8月31日付吸収分割により日本土地建物株式会社から承継した無担保社債を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、当社が2020年8月31日付吸収分割により日本土地建物株式会社から承継した無担保社債を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)以外の債権に対しては劣後することがある。	
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付 切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた 場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する 旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特 約をいう。	

### (注) 1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA - (シングルAマイナス)の信用格付を2023年(未定)月(未定)日付((注)12.)で取得する予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、 当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の 程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクな ど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (https://www.jcr.co.jp/)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(https://www.jcr.co.jp/release/)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの 事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4.財務代理人、発行代理人及び支払代理人 株式会社みずほ銀行

#### 5.期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

- 8. 社債要項の変更
  - (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
  - (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
- 9. 社債権者集会に関する事項
  - (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。
  - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
  - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 10.費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注) 6. に定める公告に関する費用
- (2) 本(注) 9. に定める社債権者集会に関する費用
- 11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に 従って支払われる。

12. 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定であります。

#### 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

< 中央日本土地建物グループ株式会社第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)に関する情報>

#### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号

(注) 上記のとおり、元引受契約を締結する金融商品取引業者を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受け の条件については、利率の決定日に決定する予定です。

#### (2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< 中央日本土地建物グループ株式会社第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)に関する情報 >

1 サステナビリティ・リンク・ボンドとしての適合性について

当社は、本社債をサステナビリティ・リンク・ボンド(注 1)として発行するにあたり、サステナビリティ・リンク・ボンドフレームワーク(以下「本フレームワーク」といいます。)を策定しました。本フレームワークは、国際資本市場協会(以下「ICMA」といいます。)の「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2020(ICMA)」(注 2)及び環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」(注 3)への適合性について、JCRから第三者意見を取得しています。

- (注1) サステナビリティ・リンク・ボンド(以下本(注1)において「SLB」といいます。)とは、あらかじめ定められたサステナビリティ/ESGの目標の達成を促す債券をいいます。SLBの発行体は、あらかじめ定めた時間軸の中で、将来の持続可能性に関する成果の改善にコミットします。具体的には、SLBは、発行体があらかじめ定めた重要な評価指標(以下「KPI」といいます。)とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(以下「SPTs」といいます。)による将来のパフォーマンスの評価に基づいた金融商品であり、KPIに関して達成すべき目標数値として設定されたSPTsの達成を促します。
- (注 2) 「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2020(ICMA)」とは、ICMAが2020年6月に公表したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示及びレポーティング等に係る自主的ガイドライン(以下「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」といいます。)をいいます。
- (注3) 「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」とは、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、サステナビリティ・リンク・ボンド原則との整合性に配慮しつつ、我が国におけるサステナビリティ・リンク・ボンド市場の健全かつ適切な拡大を図ることを目的として、発行体、投資家その他の関係機関の実務担当者がサステナビリティ・リンク・ボンドに関する具体的対応を検討する際に判断に迷う場合に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。

#### 2 当社の重要課題に対する取り組みと重要な評価指標(KPI)について

当社グループでは、社会課題解決への貢献を新たな価値創造の機会ととらえ、2022年4月に「サステナビリティビジョン」と5つの「マテリアリティ(重要課題)」から構成される「サステナビリティ基本方針」を策定しました。

当社グループのマテリアリティについては、さまざまな社会課題を幅広く抽出した後、ステークホルダーの皆さまやグループの企業理念・事業との関連性も踏まえたうえで、特に重要性の高い項目を特定しました。

本フレームワークに基づき発行するサステナビリティ・リンク・ボンドでは、以下の指標をKPIとして使用します。当該KPIは当社グループ「サステナビリティ基本方針」における目標達成にも資するものであり、当社グループのマテリアリティ「自然環境との共生」に貢献する指標です。

KPI		当社マテリアリティ
KPI1	2030年までに竣工(注4)する全ての新築オフィスビルに おいてZEB水準の環境性能(注5)を確保	「自然環境との共生」
KPI2	2030年までに竣工する全ての新築オフィスビルにおいて 環境認証(注6)を取得	- 自然環境との共主」

- (注4) 検査済証を取得した時点
- (注5) ZEB Oriented 以上の認証取得
- (注6) DBJグリーンビルディング認証、CASBEE、LEED、BELS

#### 3 サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)について

本フレームワークに基づき発行するサステナビリティ・リンク・ボンドにおいては、以下の3つのSPTsを使用します。いずれも、2027年12月末日を判定基準日として達成可否を検証します。

	SPT
S P T 1 - 1	2027年12月末までにZEB-0riented以上の環境性能を確保した床面積50千㎡以上の高層 大規模オフィスビル(注7)を3棟竣工させる
S P T 1 - 2	SPT1-1の対象物件のうち、少なくとも1棟はZEB-READY以上の環境性能を確保する
SPT2	2023年2月以降、竣工する全てのオフィスビルで環境認証(注8)を1つ以上取得する

- (注7) 当社グループ子会社が賃貸用不動産として主導的に開発・保有し、事務所等(建築物省エネ法上の用途分類に準拠)を主要な用途とする全てのビル、複合施設。
- (注 8 ) DBJ グリーンビルディング認証 以上、CASBEE B+以上、LEED SILVER 以上、BELS 以上

#### 4 債券の特性

本フレームワークに基づき発行するサステナビリティ・リンク・ボンドは、SPTsの達成状況に応じて財務的・ 構造的特性が変化する予定です。

判定日時点で、いずれかのSPTsの未達が確認された場合、当社グループのマテリアリティ「自然環境との共生」に向けた取り組みを加速させるべく、サステナビリティ・リンク・ボンドの償還日までにSPTsの達成状況に応じた額を適格寄付先への寄付を行います。

SPT1-1が未達成の場合は、社債発行額の0.1%相当額を、SPT1-2が未達成の場合は、社債発行額の0.1%相当額を、SPT2が未達成の場合は、社債発行額の0.1%相当額の寄付を行います。なお、3つのSPTsのうち、何れか2つが未達成の場合は社債発行額の0.2%相当額の寄付を行います。SPT1-1、SPT1-2とSPT2が全て未達成の場合は社債発行額の0.3%相当額の寄付を行います。

適格寄付先とは、環境保全活動を行う公益社団法人・公益財団法人・国際機関・自治体認定NPO法人・地方自治体やそれに準ずる組織とし、最終的な寄付先については、SPTの未達が判明したタイミングで、当社のサステナビリティ委員会にて、SPT未達成の要因を精査の上、機関決定します。

### 5 レポーティング

KPIに関する最新の実績値(SPTの進捗状況)、KPI・SPTsに関連する最新のサステナビリティ戦略に関する情報を年次でウェブサイトで開示する予定です。また、SPTsの判定結果のレポーティングは2028年2月迄に当社のウェブサイトでの開示を予定しています。

#### 6 検証

KPIに対するSPTsの達成状況について、判定基準日が到来するまで年次で、独立した第三者より検証を受ける予定です。検証結果は、当社ウェブサイト上にて開示します。